

# 山口県報

平成20年  
5月27日  
(火曜日)

## 目 次

告示

管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課).....

管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課).....

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正(住宅課).....

公 告

山口県保健医療計画の変更(地域医療推進室).....

平成二十年年度登録販売者試験の実施(業務課).....

土地改良区役員の出出(農村整備課).....

基本測量の実施(監理課).....

### 山口県告示第二百六十八号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

平成二十年五月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 講習会の主催者

名 称 財団法人理容師美容師試験研修センター

所在地 東京都港区虎ノ門一丁目二六番五号

- 二 講習会の開催期間
- 平成二十年十月二十日(月曜日)から同年十一月十日(月曜日)まで
- 三 講習会の開催場所
- 山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館
- 四 講習会の受講料
- 一万四千元

### 山口県告示第二百六十九号

美容師法(昭和三十二年法律第六十三号)第十二条の三第二項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

平成二十年五月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 講習会の主催者

名 称 財団法人理容師美容師試験研修センター

所在地 東京都港区虎ノ門一丁目二六番五号

二 講習会の開催期間

平成二十年十月二十日(月曜日)から同年十一月十日(月曜日)まで

三 講習会の開催場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館

四 講習会の受講料

一万四千元

### 山口県告示第二百七十号

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示(平成九年山口県告示第三百二十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十年五月二十七日

山口県知事 二井 関 成

表稗田県営住宅の項中「F棟」を「G棟」に改める。

山口県告示第二百七十一号

県営住宅の構造及び戸数に関する告示(平成十年山口県告示第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十年五月二十七日

山口県知事 二井 関成

表榑田県営住宅の項中、「一一五」を「八三」に改める。



(二二四) 山口県保健医療計画の変更

医療法(昭和二十三年法律第一百五号)第三十条の六の規定により、次のとおり山口県保健医療計画を変更しました。

平成二十年五月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 計画の内容

縦覧に供する変更後の山口県保健医療計画書のとおり

二 縦覧の場所

山口県健康福祉部地域医療推進室及び各保健所

(二二五) 平成二十年度登録販売者試験の実施

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十六条の四第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施します。

平成二十年五月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 試験の日時

平成二十年八月二十六日(火曜日)午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市桜島三丁目二番一号

山口県立大学

山口市大内長野一〇七番地

やまぐちリフレッシュパーク

三 受験願書の受付期間

平成二十年六月九日(月曜日)から同月二十日(金曜日)まで(郵送の場合は、六月二十日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書等の提出先

最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県健康福祉部薬務課に提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「登録販売者試験願書在中」と朱書すること。

五 提出書類

(一) 受験願書

(二) 薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第百五十九条の五第二項各号のいずれかに該当することを証する書類

(三) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの)

六 受験手数料

一万四千元に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十年九月二十六日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部薬務課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「登録販売者試験」と朱書きし、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県健康福祉部薬務課(電話〇八三―九三三―三〇二〇)にすること。

(二二六) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十年五月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員		二 退任した役員	
土地改良区の名称	理事の別	土地改良区の名称	理事の別
防府市防府土地改良区	理事	防府市防府土地改良区	理事
古谷 昇	氏名	古谷 昇	氏名
防府市大字仁井令七九八	住所	防府市大字仁井令七九八	住所
所属		所属	
宣義		宣義	
桑南二丁目一七番一八号		桑南二丁目一七番一八号	
橋本 一		橋本 一	
大字田島五九二の三		大字田島五九二の三	
村田 勝		村田 勝	
大字新田七四一		大字新田七四一	
田中 光彦		田中 光彦	
勝間二丁目一〇番四二号		勝間二丁目一〇番四二号	
中川 哲夫		中川 哲夫	
岸津二丁目一四番四〇号		岸津二丁目一四番四〇号	
大村 英雄		大村 英雄	
警固町二丁目七番三〇号		警固町二丁目七番三〇号	
藤井 武良		藤井 武良	
開出二番三一号		開出二番三一号	
徳富 誠		徳富 誠	
西仁井令二丁目六番一五号		西仁井令二丁目六番一五号	
平田 宏幸		平田 宏幸	
大字植松一九五一		大字植松一九五一	
渡邊 操		渡邊 操	
六五〇の二		六五〇の二	
末松 茂樹		末松 茂樹	
一九二二		一九二二	
岩本 章		岩本 章	
一九九四の一		一九九四の一	
国廣 祐二		国廣 祐二	
本橋町六番一号		本橋町六番一号	
村田 武彦		村田 武彦	
泉町一八番一〇号		泉町一八番一〇号	
檜垣 肇		檜垣 肇	
大字新田七二七		大字新田七二七	
原田 明		原田 明	
大字植松一三三二の一		大字植松一三三二の一	
檜垣 武		檜垣 武	
国衛五丁目三番一五号		国衛五丁目三番一五号	

(二二七) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十年五月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類	二 作業の地域	三 作業の期間
基本測量(標高データ及びオルソ画像作成)	防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町並びに熊毛郡田布施町及び平生町	平成二十年五月一日から平成二十一年三月二十日まで

氏名	住所
吉野 良秋	大字田島六八〇の八
村田 勝幸	大字新田七四一
田中 光彦	勝間二丁目一〇番四二号
大村 晴通	惣社町二番四号
中川 哲夫	岸津二丁目一四番四〇号
岡本 芳美	泉町一三番二号
藤井 武良	開出二番三一号
平田 宏幸	大字植松一九五一
渡邊 操	六五〇の二
田村 雅彦	二三九六
末松 茂樹	一一二二
秋貞 和男	本橋町七番一〇号
村田 武彦	泉町一八番一〇号
山根 貞雄	大字新田一九七五
原田 明	大字植松一三三二の一
大村 英雄	警固町二丁目七番三〇号

平成二十年五月二十七日印刷  
發行

發行人所

山口県知事  
山口市

定価一箇月 金二千七百円（送料共）